



和歌山市公報

令和4年（2022年）7月15日

第1731号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

番号		ページ
266	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））	（債権回収対策課） 2
267	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 2
268	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 3
269	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 3
270	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課） 4
271	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 5
273	市道路線の認定	（道路管理課） 5
274	道路区域の決定及び供用開始	（道路管理課） 7
275	市道路線の変更	（道路管理課） 9
276	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 9
277	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 10
278	公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書）	（市民税課） 10
279	公示送達（令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書）	（資産税課） 10
280	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 11
281	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 11
282	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 11
283	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	（指導監査課） 12
284	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	（指導監査課） 13
285	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	（指導監査課） 13
286	和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定による補助基準額	（保健対策課） 14
287	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出	（障害者支援課） 14
288	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害者支援課） 14
289	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者の指定	（障害者支援課） 15
290	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定	（障害者支援課） 15

【公告】

○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 15
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課） 16
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課） 16
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課） 16
○	変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧	（農林水産課） 17

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 17

【 選挙管理委員会告示 】

30 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 17

31 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 18

【 教育委員会告示 】

9 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 18

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 19

○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 19

【 企業局告示 】

24 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） 19

25 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・（企業総務課） 20

【 その他 】

○ 自治功労章の贈呈・・・・・・・・・・・・・・・・（秘書課） 21

【 告 示 】

和歌山市告示第266号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年7月5日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和4年7月5日揭示済）

和歌山市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年7月5日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
16-91	宮前91号線	和歌山市北出島169番3地先 ～ 和歌山市北出島169番4地先	旧	34.0	2.70 ～ 3.10
			新	34.0	4.00

～
4. 15

（令和4年7月5日揭示済）

和歌山市告示第268号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年6月17日及び同月25日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年6月23日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年6月23日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和4年7月6日揭示済）

和歌山市告示第269号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び杭ノ瀬公園	令和4年6月27日、同月29日及び同月30日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年7月6日揭示済)

和歌山市告示第270号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年7月7日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月5日及び同月10日	令和4年3月23日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月15日	令和4年3月23日

南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月7日	令和4年3月23日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和4年3月4日、同月7日、同月9日、同月11日及び同月14日	令和4年3月23日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年7月6日揭示済)

和歌山市告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年7月7日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月7日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
21-102	木本102号線	和歌山市木ノ本71番34地先	旧	50.0	4.00
		～ 和歌山市木ノ本76番20地先	新	61.0	4.00
28-136	安原136号線	和歌山市井戸10番10地先	旧	28.8	3.00
		～ 和歌山市井戸10番8地先	新	28.8	6.00 ～ 6.80

(令和4年7月7日揭示済)

和歌山市告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
13-145	四箇郷145号線	和歌山市松島 和歌山市松島	
13-146	四箇郷146号線	和歌山市松島 和歌山市松島	
13-147	四箇郷147号線	和歌山市有本 和歌山市有本	
13-148	四箇郷148号線	和歌山市有本 和歌山市有本	
13-149	四箇郷149号線	和歌山市有本 和歌山市有本	

13-150	四箇郷150号線	和歌山市有本 和歌山市有本	
19-119	三田119号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
19-120	三田120号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
19-121	三田121号線	和歌山市田尻 和歌山市田尻	
19-122	三田122号線	和歌山市田尻 和歌山市田尻	
22-298	藤戸台132号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-299	藤戸台133号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-300	藤戸台134号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-301	藤戸台135号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-302	藤戸台136号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-303	藤戸台137号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-304	藤戸台138号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-305	藤戸台139号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
25-159	岡崎159号線	和歌山市寺内 和歌山市森小手穂	
25-160	岡崎160号線	和歌山市寺内 和歌山市寺内	
25-161	岡崎161号線	和歌山市西 和歌山市西	
25-162	岡崎162号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
32-71	直川71号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
34-209	小倉209号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-210	小倉210号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-211	小倉211号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-212	小倉212号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-213	小倉213号線	和歌山市新庄	

		和歌山市新庄	
34-214	小倉214号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋	
37-222	紀伊222号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西	

(令和4年7月12日揭示済)

和歌山市告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和4年7月12日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
13-145	四箇郷145号線	和歌山市松島553番1地先 ～ 和歌山市松島398番3地先	319.8	4.80 ～ 9.70
13-146	四箇郷146号線	和歌山市松島399番地先 ～ 和歌山市松島400番5地先	256.8	4.00 ～ 9.90
13-147	四箇郷147号線	和歌山市有本251番6地先 ～ 和歌山市有本251番6地先	31.8	6.00
13-148	四箇郷148号線	和歌山市有本251番5地先 ～ 和歌山市有本251番5地先	36.5	6.00
13-149	四箇郷149号線	和歌山市有本251番3地先 ～ 和歌山市有本251番3地先	36.6	6.00
13-150	四箇郷150号線	和歌山市有本251番8地先 ～ 和歌山市有本251番7地先	89.7	6.00
19-119	三田119号線	和歌山市坂田586番8地先 ～ 和歌山市坂田586番7地先	157.0	4.20 ～ 6.00
19-120	三田120号線	和歌山市坂田586番27地先 ～ 和歌山市坂田586番26地先	25.4	6.00
19-121	三田121号線	和歌山市田尻532番11地先 ～ 和歌山市田尻520番17地先	212.0	4.40 ～ 8.80
19-122	三田122号線	和歌山市田尻520番15地先 ～ 和歌山市田尻520番23地先	48.0	5.00 ～ 6.00

22-298	藤戸台132号線	和歌山市栄谷977番302地先 ～ 和歌山市栄谷986番11地先	81.9	15.00
22-299	藤戸台133号線	和歌山市栄谷977番195地先 ～ 和歌山市栄谷977番190地先	88.5	6.00
22-300	藤戸台134号線	和歌山市栄谷977番204地先 ～ 和歌山市栄谷977番215地先	88.5	4.00 ～ 7.00
22-301	藤戸台135号線	和歌山市栄谷959番535地先 ～ 和歌山市栄谷959番527地先	67.5	6.00
22-302	藤戸台136号線	和歌山市栄谷959番507地先 ～ 和歌山市栄谷986番11地先	243.9	13.50
22-303	藤戸台137号線	和歌山市栄谷959番528地先 ～ 和歌山市栄谷977番237地先	184.4	6.00
22-304	藤戸台138号線	和歌山市栄谷959番521地先 ～ 和歌山市栄谷977番268地先	204.7	6.00
22-305	藤戸台139号線	和歌山市栄谷959番519地先 ～ 和歌山市栄谷959番520地先	15.0	4.00
25-159	岡崎159号線	和歌山市寺内715番4地先 ～ 和歌山市森小手穂693番4地先	168.6	4.00 ～ 6.00
25-160	岡崎160号線	和歌山市寺内716番3地先 ～ 和歌山市寺内716番13地先	99.7	6.00
25-161	岡崎161号線	和歌山市西831番5地先 ～ 和歌山市西831番11地先	99.3	6.00
25-162	岡崎162号線	和歌山市神前251番2地先 ～ 和歌山市神前251番5地先	39.7	6.00
32-71	直川71号線	和歌山市直川871番1地先 ～ 和歌山市直川871番11地先	30.6	6.00
34-209	小倉209号線	和歌山市新庄75番10地先 ～ 和歌山市新庄75番30地先	109.3	6.00
34-210	小倉210号線	和歌山市新庄75番16地先 ～ 和歌山市新庄75番7地先	63.2	6.00
		和歌山市新庄81番2地先		

34-211	小倉211号線	～ 和歌山市新庄81番2地先	27.8	6.00
34-212	小倉212号線	和歌山市新庄429番6地先 ～ 和歌山市新庄429番6地先	26.7	6.00
34-213	小倉213号線	和歌山市新庄421番2地先 ～ 和歌山市新庄421番2地先	39.4	6.00
34-214	小倉214号線	和歌山市満屋60番3地先 ～ 和歌山市満屋60番3地先	25.0	6.00
37-222	紀伊222号線	和歌山市弘西749番2地先 ～ 和歌山市弘西749番2地先	61.1	6.00

(令和4年7月12日揭示済)

和歌山市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
19-117	旧	三田117号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
	新	三田117号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	終点の変更
25-151	旧	岡崎151号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
	新	岡崎151号線	和歌山市神前 和歌山市神前	終点の変更

(令和4年7月12日揭示済)

和歌山市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年7月12日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
19-117	旧	三田117号線	和歌山市坂田606番3地先 和歌山市坂田604番15地先	134.8	6.00

	新	三田117号線	和歌山市坂田606番3地先 和歌山市坂田592番11地先	300.5	6.00
25-151	旧	岡崎151号線	和歌山市神前68番5地先 和歌山市神前68番5地先	62.4	6.00
	新	岡崎151号線	和歌山市神前68番9地先 和歌山市神前68番15地先	104.7	6.00

(令和4年7月12日揭示済)

和歌山市告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年7月12日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
16-177	宮前177号線	和歌山市杭ノ瀬100番1地先	旧	10.0	4.70
		和歌山市杭ノ瀬94番1地先	新	10.0	6.00
22-97	貴志97号線	和歌山市栄谷512番9地先	旧	54.0	4.00 ～ 4.60
		和歌山市栄谷512番3地先	新	54.0	6.50 ～ 7.30

(令和4年7月12日揭示済)

和歌山市告示第278号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書

(別紙省略)

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第279号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納期限 令和4年度第1期分の納期限は、令和4年8月1日とする。
(別紙省略)

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 12663	有限会社ライフ ケア海南	有限会社ライフケア海南 和歌山市内原467番地の1	訪問介護	令和4年6 月15日
30701 01849	医療法人萌梅会	総合介護センターあおばの里 和歌山市湊1115-55	通所介護	令和4年6 月30日
30701 09420	きずな株式会社	ケアセンターきずな居宅介護支援事業部 和歌山市舟津町4丁目17番地 グラン ドハイツファミリー801号	居宅介護支 援	令和4年6 月30日
30701 09438	きずな株式会社	ケアセンターきずな訪問介護事業部 和歌山市舟津町4丁目17番地 グラン ドハイツファミリー801号	訪問介護	令和4年6 月30日
30701 07028	株式会社訪問介 護ステーション クローバー	訪問介護ステーションクローバー 和歌山市園部1360-5	訪問介護	令和4年6 月30日

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 06442	株式会社かながわ 和歌山市西庄846番地 金川光明 和歌山市西庄846番地	「ぼびん」デイサービス 和歌山市狐島48-6	地域密着 型通所介 護	令和4 年6月 20日
30701 10501	株式会社訪問介護ステーションクローバー 和歌山市園部1360-5 岩崎陽二 和歌山県岩出市川尻186-16	デイサービス憩いの クローバー 和歌山市園部1360-5	地域密着 型通所介 護	令和4 年6月 30日

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第282号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を

廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 11939	株式会社自然	リハビリデイサービス自然 倶楽部 和歌山市西庄337-3	短時間型通所サービス	令和4年6 月15日
30701 12663	有限会社ライフケア海南	有限会社ライフケア海南 和歌山市内原467番地の 1	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年6 月15日
30701 06442	株式会社かながわ	「[ぼびん]」デイサービス 和歌山市狐島48-6	予防給付型通所サービス	令和4年6 月20日
30701 01849	医療法人萌梅会	総合介護センターあおばの 里 和歌山市湊1115-55	予防給付型通所サービス	令和4年6 月30日
30701 09438	きずな株式会社	ケアセンターきずな訪問介 護事業部 和歌山市舟津町4丁目17 番地 グランドハイツファミ ール801号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年6 月30日
30701 07028	株式会社訪問介護 ステーションク ローバー	訪問介護ステーションク ローバー 和歌山市園部1360-5	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年6 月30日
30701 10501	株式会社訪問介護 ステーションク ローバー	デイサービス憩いのク ローバー 和歌山市園部1360-5	予防給付型通所サービス	令和4年6 月30日

(令和4年7月15日掲示済)

和歌山市告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14172	合同会社たま	訪問介護たま 和歌山市六十谷208-21 3階	訪問介護	令和4年 7月1日
30701 14180	社会福祉法人みどり会	みどりデイサービスセンター 和歌山市土佐町3丁目25番地	通所介護	令和4年 7月1日
30701 14198	社会福祉法人みどり会	特別養護老人ホーム第2みどりが丘 ホームI 和歌山市土佐町3丁目25番地	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	令和4年 7月1日
30701	社会福祉法人みどり会	特別養護老人ホーム第2みどりが丘	短期入所生活介護	令和4年

14206	り会	ホームⅡ 和歌山市土佐町3丁目25番地	介護予防短期入所 生活介護	7月1日
-------	----	------------------------	------------------	------

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01605	セントケア和歌山株式会社 和歌山市紀三井寺840番地の39 メゾン山水Ⅰ 103号室 柴田 満 神奈川県横浜市神奈川区菅田町49 2番地20	セントケア看護小規模 木ノ本 和歌山市木ノ本599 -1	看護小規模 多機能型居 宅介護	令和4年 7月1日
30901 01613	社会福祉法人みどり会 和歌山市和佐中213番の1 古梅 弘 和歌山市松ヶ丘1-6-22	特別養護老人ホーム第 2みどりが丘ホームⅠ 和歌山市土佐町3丁目 25番地	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	令和4年 7月1日
30901 01621	社会福祉法人みどり会 和歌山市和佐中213番の1 古梅 弘 和歌山市松ヶ丘1-6-22	特別養護老人ホーム第 2みどりが丘ホームⅡ 和歌山市土佐町3丁目 25番地	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	令和4年 7月1日
30901 01639	株式会社成幸 和歌山市出島472番地の5 堀田健一 和歌山市出島472番地の5	デイサービス成幸西浜 和歌山市湊4-1 プ レザントパレス1階	地域密着型 通所介護	令和4年 7月1日

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14172	合同会社たま	訪問介護たま 和歌山市六十谷208-21 3階	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年 7月1日
30701 14180	社会福祉法人み どり会	みどりデイサービスセンター 和歌山市土佐町3丁目25番地	予防給付型通所サービス	令和4年 7月1日
30901 01639	株式会社成幸	デイサービス成幸西浜 和歌山市湊4-1 プレザント	予防給付型通所サービス	令和4年 7月1日

パレス1階

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第286号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第36号）第23条の規定により次のとおり補助基準額を告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

補助基準額は、次の表の検査区分欄に掲げる区分に応じ、同表の基準単価欄に定める額とする。

検査区分		基準単価
初回検査	間接撮影	506円

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3011400193	有限会社ライフケア一海南	和歌山市内原467番地の1	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	有限会社ライフケア一海南	和歌山市内原467番地の1	平成18年10月1日	令和4年6月15日

(令和4年7月15日揭示済)

和歌山市告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010123945	グループホームとわ	和歌山市雄松町5丁目1番1号	短期入所	特定なし	有限会社三葉	和歌山市今福3丁目1番27号	令和4年7月1日	令和10年6月30日
3010123937	桜園	和歌山市紀三井寺437-1	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	有限会社桜園	和歌山市紀三井寺437-1	令和4年7月1日	令和10年6月30日
301012	ヘルパーステ	和歌山市湊5丁目	居宅介護、重度訪問介護	身体障害者、知的障害者、	株式会社エニ	和歌山市本脇365番	令和4年	令和10年6

395 2	一ショ ンレイ	13-1 6 2階	護	精神障害者、 難病等対象者	シタス		7月 1日	月30 日
----------	------------	--------------	---	------------------	-----	--	----------	----------

(令和4年7月15日掲示済)

和歌山市告示第289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所 番号	事業所の名称	事業所の 所在地	指定に 係る種 類	主たる対象と する障害種別	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	指定 年月 日	指定の 有効期 限
303 012 330 5	特定・障害児 相談支援事業 所あんしあな とう	和歌山市 松江東1 丁目7番 25号	計画相 談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・難病 等対象者	社会福 祉法人 河西福 祉会	和歌山市松 江東1丁目 7番25号	令和 4年 7月 1日	令和1 0年6 月30 日

(令和4年7月15日掲示済)

和歌山市告示第290号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所 番号	事業所の名称	事業所の 所在地	指定に 係る種 類	主たる対象と する障害種別	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	指定 年月 日	指定の 有効期 限
307 010 119 5	特定・障害児 相談支援事業 所あんしあな とう	和歌山市 松江東1 丁目7番 25号	障害児 相談支 援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・難病 等対象者	社会福 祉法人 河西福 祉会	和歌山市松 江東1丁目 7番25号	令和 4年 7月 1日	令和1 0年6 月30 日

(令和4年7月15日掲示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年7月4日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市有家字十万畔333番3の一部、333番5の一部、339番3、339番17、339番18、339番19の一部、339番20、340番4、340番5、340番6、341番6、里道、水路	和歌山市新中島63番8 大和ハウス工業株式会社和歌山支店 支配人 金田恵治

(令和4年7月4日掲示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年7月5日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市内原字中浜908番11
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでないもの
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和4年7月5日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年7月5日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市内原字中浜908番15
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでないもの
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和4年7月5日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年7月5日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市内原字中浜915番6
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでないもの
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和4年7月5日揭示済）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和4年7月8日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和4年7月8日

和歌山市長 尾花正啓

（令和4年7月8日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年7月11日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市弘西字宮ノ前563番2、572番の一部	大阪府阪南市和泉鳥取950番7 社会福祉法人野のはな 理事長 笠原 優
和歌山市桑山字永イ田163番6、水路	和歌山市神前283番地3 プロヌーブ神前102号 岡崎秀昭

（令和4年7月11日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第30号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月4日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年7月10日（日）午前7時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件

(1) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和4年7月4日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第31号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月12日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年7月19日（火）午前10時
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における
- (2) 選挙人名簿の登録要領について
- (3) 登録の移替えをしない期間を定めるについて
- (4) 期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を定めるについて
- (5) 期日前投票所の開始時刻の繰下げについて
- (6) 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する場所について
- (7) 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
- (8) 委員長専決処分について
- (9) 投票管理者及びその職務代理者の選任について
- (10) 投票立会人の選任について
- (11) 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- (12) ポスター掲示場の設置場所について
- (13) ポスター掲示場の区画の総数、区画番号及び表示方法について
- (14) ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを提示することができる日について

(令和4年7月12日揭示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第9号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年7月4日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和4年7月7日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員会室

3 事案

- (1) 6月定例会市議会について
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (3) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
- (4) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
- (5) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱について

- (6) 学校運営協議会委員の任命について
 (7) 令和5年度使用和歌山市立和歌山高等学校教科用図書の新採択について
 (8) その他

(令和4年7月4日揭示済)

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年7月6日

和歌山市農業委員会
 会長 谷河 績

- 1 開催日時
 令和4年7月11日 13時00分
- 2 開催場所
 和歌山市農業委員会事務局会議室
- 3 審議案件
 - (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 事業計画変更申請に対する意見について
 - (4) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (6) 農用地利用集積計画について

(令和4年7月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年7月11日

和歌山市農業委員会
 会長 谷河 績
 (令和4年7月11日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和4年7月7日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市中之島1341番地 株式会社小藪設備 代表取締役 小藪勇二	株式会社小藪設備	和歌山市中之島1 341番地	令和4年4 月6日	第421 号

和歌山市市小路194番地1 中村設備工業株式会社 代表取締役 中村恒夫	中村設備工業株式 会社	和歌山市市小路1 94番地1	令和4年4 月19日	第420 号
和歌山市大谷148番地1 株式会社三愛基礎工業 代表取締役 津田誠司	株式会社三愛基礎 工業	和歌山市大谷14 8番地1	令和4年5 月10日	第422 号
和歌山市吉原1210番地の2 株式会社セキド水道設備 代表取締役 関戸健二	株式会社セキド水 道設備	和歌山市吉原12 10番地の2	令和4年5 月11日	第428 号
和歌山市毛見135番地の19 株式会社山崎設備 代表取締役 山崎裕司	株式会社山崎設備	和歌山市毛見13 5番地の19	令和4年6 月1日	第446 号
和歌山市湊1820番地58 丸山組株式会社 代表取締役 丸山安男	丸山組株式会社	和歌山市湊182 0番地58	令和4年6 月3日	第412 号
和歌山県岩出市吉田382番地23 小上設備 代表者 小上真次	小上設備	和歌山県岩出市吉 田382番地23	令和4年6 月14日	第424 号
和歌山市冬野1251番地の1 株式会社山水組 代表取締役 藤川清健	株式会社山水組	和歌山市冬野12 51番地の1	令和4年6 月21日	第439 号
和歌山市川辺655番地 株式会社ハニマルセンコー 代表取締役 藪野文秋	株式会社ハニマル センコー	和歌山市川辺65 5番地	令和4年6 月27日	第432 号

(令和4年7月7日揭示済)

和歌山市企業局告示第25号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。
令和4年7月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

1 公共下水道の供用開始

(1) 供用を開始すべき年月日

令和4年8月1日

(2) 下水を排除すべき区域

ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

小雑賀、中島、新高町、西浜2丁目、西浜3丁目、松ヶ丘2丁目、松ヶ丘3丁目、西小二里1丁目、西小二里2丁目、今福5丁目、毛見、三葛、湊の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

島橋北ノ丁、加太、西庄、古屋、磯の浦、木ノ本の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 新高町、西浜2丁目、西浜3丁目、松ヶ丘2丁目、松ヶ丘3丁目、西小二里1丁目、西小二里2丁目、今福5丁目、毛見、三葛、湊、島橋北ノ丁、加太、西庄、古屋、磯の浦、木ノ本の各一部

合流式 小雑賀、中島の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

(1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和4年8月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和4年7月15日揭示済)

【 そ の 他 】

次の者は、本市自治行政の振興及び公益増進について功績が顕著でありましたので、令和4年7月5日、和歌山市自治功労者礼遇条例（昭和30年条例第6号）の定めにより、和歌山市自治功労章を贈呈しました。

令和4年7月5日

和歌山市長 尾花正啓

令和4年度和歌山市自治功労章受章者

番号	氏名	番号	氏名
3339	池田 昇平	3351	白井 正夫
3340	泉 忠義	3352	當銘 孝子
3341	大江 良弘	3353	富吉 剛
3342	岡田 澄子	3354	中 公之
3343	小川 史乗	3355	永井 光代
3344	沖田 正俊	3356	面垣内 昌治
3345	奥地 啓甫	3357	面川 美津子
3346	梶本 幸嗣	3358	橋爪 靖雄
3347	勝倉 俊介	3359	濱口 勝
3348	北浦 登志雄	3360	堀 憲子
3349	北田 正博	3361	森田 和孝
3350	古賀 正紀	3362	山本 雅規

<敬称略>

(令和4年7月5日揭示済)